

令和元年度第3回熊野市総合教育会議会議録

1. 日 時 令和2年3月17日（火） 午後1時30分から

2. 場 所 文化交流センター 交流ホール

3. 出席者 熊野市長 河上敢二
熊野市教育委員会
倉本教育長 大久保委員、高見委員、北野委員

4. 欠席者 糸川委員

5. 事務局関係

教育委員会事務局
岡本総務課長、佐藤学校教育課長、雜賀社会教育課長
大谷総務課長補佐、小瀬総務課庶務係長
市長公室
松岡市長公室長
総務課
山本総務課長

6. 事 項

（1）について

岡本総務課長 定刻になりましたので、ただいまから令和元度第3回熊野市総合教育会議を開催いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます、教育委員会総務課長の岡本でございます。よろしくお願ひいたします。

総合教育会議開催にあたりまして、河上市長から開催のご挨拶をお願いいたします。

河上市長 教育委員の皆様にはお忙しい中、令和元年度最後の総合教育会議にご出席賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より当市の教育行政の推進に対し、ご尽力をいただいていることに、深く感謝申し上げます。

今年度、第3回目の開催となります。第1回目の会議におきましては、昨年度の重点施策の成果と課題とともに、今年度の「学力向上の推進」に係る取組内容と方向性について報告させていただきました。

また、第2回目の会議では、「いじめ防止について」と「読書活動の推進について」の取組状況と今後の方向性をご報告させていただいところでございます。

本日の会議におきましては、来年度から市内全校で導入されるコミュニティ・スクールの運営についてと、第2回目の会議から引き続き、読書活動の推進について、議題とさせていただいております。

さらに、令和2年度から6年度までの目指すべき姿とその実現に向けた方向性を示す指針を定めた熊野市教育大綱の最終案についても、提案させていただきますので、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

昨日、熊野市議会2月定例会議が閉会し、新年度の予算が可決されました。令和2年度についても、学校教育におけるICT教育の推進やトイレの洋式化など学校施設の環境整備はもとより、「こどもは宝・未来への希望基金」を活用して、子育て支援として、通学費の補助や学校給食費の補助など、幅広い支援を行ってまいります。

学力向上やいじめの問題など課題の多くある中で、子ども達が心身ともに健やかな成長ができる環境づくりをはじめ、市民の皆様の豊かな学びのための環境づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

岡本総務課長

ありがとうございました。本日、糸川委員さんが所用により欠席となっております。お手元に配布の資料の確認をさせて頂きます。5種類ございます。1枚ものの本日の事項書。横長の令和元年度第3回熊野市総合教育会議と記載されたもの。そして、縦長の熊野市教育大綱案と記載されたもの。資料1、資料2でございます。よろしいでしょうか。

それでは、事項書2の(1)については、先ほど市長からもありましたように令和2年度から市内全ての学校において活動を予定しております、コミュニティ・スクールの運営について。(2)につきましては、青少年の健全育成や心の教育に欠かせない読書活動の推進について。(3)の熊野市教育大綱の改定につきましては、今年度の第1回、第2回の総合教育会議でご審議いただいたところですけれども、ご意見等を踏まえた最終案を説明させていただきます。それでは、それぞれご説明いたします。(1) コミュニティ・スクールの運営につきまして、佐藤学校教育課長から説明をいたします。

佐藤学校教育課長

座ったままで失礼いたします。コミュニティ・スクールの運営についてということで、まず、コミュニティ・スクールとは何かとい

うことを確認させていただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして、この法律の平成16年の改正により学校運営協議会制度が導入されました。学校運営協議会制度というのは、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するためのしくみであり、この協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼んでおります。さらに平成29年にこの法律が改正をされまして、学校運営協議会の設置についての努力義務が課せられました。これを契機といたしまして、熊野市の各学校においても学校運営協議会、コミュニティ・スクールを設置するようにこれまでの学校評議員制度に替えて学校運営協議会制度に移行するようになります。これが、こちらの1ページのところの表になっております。学校運営協議会は、校長が作成した学校運営の基本的な方針を承認すること。また、学校運営に関し、意見を述べていただくこととなっております。それから学校運営協議会が中心となって、学校関係者評価、これは学校自己評価を基にした評価を実施するということで、学校運営の評価の改善、充実に繋がっていくということになります。この1ページをご覧いただきまして、平成28年度に新鹿小・中学校が、導入に向けて動き始めたというところでございます。翌平成29年度には、五郷小学校及び五郷中学校も加わりまして、平成30年度よりこれらの学校で学校運営協議会、コミュニティ・スクールが本格実施をされたということでございます。その他の学校においても、学校評議員制度から学校運営協議会制度へとスムーズに移行するために、平成31年度（令和元年度）の準備期間を経て、令和2年度に市内全ての小中学校をコミュニティ・スクールとするということになりました。同時に、学校評議員制度は廃止ということになっております。実際に、学校運営協議会、コミュニティ・スクールで地域と連携した事例としましては、新鹿小・中学校では、新鹿の浜の海開きや運動会、地域住民と一緒にやって行った防災避難訓練、地域の老人会との交流学習などがあげられます。五郷小学校及び五郷中学校におきましては、義務教育9年間を見据えた、五郷学校と称した、系統的に子どもを育てていく中で、農業体験学習収穫祭など地域ならではの取組を実施して、地域をと連携する取組を行っております。繰り返しになりますけども、4月から始まるコミュニティ・スクールについて、現在準備の最終段階をむかえているところでございます。以上でございます。

岡本総務課長

ただいまご説明いたしましたコミュニティ・スクールの運営につきまして、ご質問やご意見ありましたら、よろしくお願ひいたします

す。

北野委員

コミュニティ・スクールについて、実際、学校運営協議会でそれぞれ保護者の方や地域の方、先生方と会議をもってもらうと思うんですが、各学校で年間どのくらいの頻度で会議を開かれる予定ですか。

佐藤学校教育課長

資料 1 のコミュニティ・スクールの運営についてという縦長の資料の 5 ページをご覧ください。こちらに、熊野市の学校運営協議会規則を掲載させていただいております。協議会につきましては、6 ページの第 10 条に、「協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。」ということにしております。この規則の中では、会議の回数については、規定はされておりませんが、今までの実績から言わせていただくと、年間 3 回というところが多いです。ただし、個別に学校運営協議会の委員さんから意見聴取等を随時しておりますので、運営協議会の回数自体は少ないと思いますが、そういういた個別の意見聴取等の機会も取っているという現状があります。

北野委員

ありがとうございます。

大久保委員

先行して、新鹿小・中学校と五郷小学校、五郷中学校がこれまで実施してきた訳ですけども、教育委員会が望まれることを運営協議会でやられてこられたのかということと、令和 2 年度から全ての学校がコミュニティ・スクールということになりますが、その準備状況は各学校で整ってきているのでしょうか。

佐藤学校教育課長

先行して行いました、新鹿小・中学校と五郷小学校、五郷中学校におきましては、先ほど申し上げたところと少し重なるんですが、コミュニティ・スクールにおきましては、年度当初に、校長が作成した学校運営に関する経営方針、いわゆる教育課程の編成に関する事項であるとか学校経営計画に関する事項などございますが、こちらにつきまして、学校運営協議会委員の皆様の承認を得て学校経営を始めて行くということになります。承認事項の例といたしましては、学級編成や職員構成等、教育課程におきましては、年間の授業時数や年間計画、それから学校の経営方針、努力目標、各学校における重点的な課題目標であるとか、そういう部分の承認をいただことから始まります。新しく令和 2 年度から始まりますその他の学校におきましても、この新鹿小・中学校、五郷小学校、五郷中学校の実施状況を校長会等で伝えていただいて、それを受けて参考にしながら進めていくという準備が整っております。それから、学校評議員から学校運営協議会への移行ということですので、学校評議員会の中で、学校運営協議会の移行について、学校評議員さん

への周知を図ることや意見を聴取しております。また、小中学校が合同で協議会を設置する学校もございます。

倉本教育長

新鹿小・中学校におきましては、防災を柱に置いて、地域の皆様と連携をしている状況であります。より地域の方々との活動は多くなります。五郷小学校、五郷中学校におきましては、収穫祭であるとか劇を行う、そういう中で、地域の婦人会であるとか老人会であるとかいろんな方が一緒に入っていただいて、劇であれば役者になっていたらいいというような部分で、連携して進めております。

学校評議員会から学校運営協議会に移行するのは、学校評議員会は、校長は委員に意見を聞くことができるという部分から、コミュニティ・スクールの学校運営協議会は、委員は校長に意見を述べることができるという形ですので、委員の方々や地域の方々に一定の権限の責務を持っていただいて学校経営に参画していただくという制度でございます。新鹿小・中学校と五郷小学校、五郷中学校においては、効果は出ていると認識しております。

河上市長

このような取組をすると、一定の効果は出ると思うんですが、法律的な目的の中にですね、1ページの「コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何?」というタイトルで、②のところで、地域でどのような子育てをしていくのか、というようなところとか①から③の下の枠内の、保護者の方は当事者意識が非常に高いと思うんですけど、「地域住民の皆さんができる仕組み」という、こういうレベルでの新鹿と五郷での変化というのは具体的に感じることはありますか。

佐藤学校教育課長

先ほど教育長からもありましたけれども、新鹿小・中学校につきましては、地域の方々は非常に防災意識が強いことや学校側も防災教育に力を入れて行かなければいけないということで、学校と保護者も含む地域との思いが一つになって、上手くコミュニティ・スクールとして防災のウォークラリーといった活動を仕組んだり取り組んだりしてまして、非常に効果的にコミュニティ・スクールを進めもらっていると思っております。それから五郷小学校、五郷中学校におきましても、収穫祭でありますとか文化祭、運動会など地域の方々と一緒にになって収穫の体験をしております。収穫した野菜を調理し、地域の方と会食をするなど、そういう部分もあって非常に子どもたちと保護者、地域住民の方と濃密な繋がりができ、非常に効果を上げていると感じております。

倉本教育長

私は13年前に御浜町の尾呂志学園でコミュニティ・スクールの立ち上げに関わりました。文部科学省の指定を受けて関わった訳なん

ですが。例えば子どもたちのことについて、地域の方々といろんことを共有するというのは、最初はとてもエネルギーがいりました。地域の方々にいろんな意見を聞いて回りました。そして学校の文化祭であるとかいろんな部分で地域の方に入って来ていただけます。入学式や卒業式を日曜日に行って、地域の人々にも一緒に来ってきていただき祝っていただけます。また文化祭であるとか地域の方々と一緒になった球技大会とか進める中で、子どもの状況を共有して課題を見つけて、学校運営協議会で話し合うということが、ある程度できました。ただ、課題もありまして、学力の部分にどう繋げていくかということです。それは生きる力であるとかキャリア教育とか、そういういった部分では非常に効果はあるんですが、学力の部分でどういう仕掛けを行っていくか、どういう取組を行っていくかで非常に頭を悩ませた覚えがあります。

河上市長

今、教育長が言われた話で、私が期待するのはそこだけではないんです。もちろん、教育長が言われたことも期待をするんですが、地域の繋がりがこれまで以上に強く形成されることは、子どもたちの社会性が高まるということを通じて、いじめ問題の軽減とかで結果的にいじめの件数が減るとかそういうところの違いが出てくると楽しみの一つになるのかなという風に思います。やっぱり昔と違って、今は子どもたちが地域との繋がりが希薄だということがあるので、地域の目というのも、子どもたちの健全な社会活動にとって非常に大きな意味があるので、そういう意味では、コミュニティ・スクールの効果は幅広く見ていただいて、検証することも考えていく必要もあるのではないかと思います。

大久保委員

先行して取り組んできた新鹿小・中学校と五郷小学校、五郷中学校においては、もともと学校と地域との結びつきが深くあったと思うんです。それに対して、これから全校でやっていくとなると規模の大きな学校は、さらに地区地区で住民の考え方方が違うということもあり、それらを一つにまとめていくというのは、大変難しい面もあるかと思うんですが、その辺を上手くやっていける方法も考えてやっていただけたらと思います。

河上市長

熊野市の学校の規模は、都会の学校と比べてそれほど大きくないです。都会でもこのような同じことをやっていて、そういうところで、今の指摘の点について、どういうことが行われているか、一回調べてもらう方が良いのではないかと思います。大きな都市でできることであれば、熊野市でできないことはないので、アクションを取っていただきたいと思います。

倉本教育長

各学校に対してはですね、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律が出る前から、コミュニティ・スクールに取り組むということで表明しておりました。その中で、どういう切り口で進めていくかということですが、地域実態であるとか学校規模であるとか子どもたちの実態において、各学校がどのようなことが出来るかということ。各学校の4月からの案は、今集約してあるんですが、しっかり見てみると、少し難しいだろうなという部分もございます。4月からスムーズにスタートするために、今一度、各学校の職員が自校の取組についての共通認識を持つ必要があるかという部分がございます。

河上市長

佐藤学校教育課長

学校運営協議会の活動とPTAはどういう関係があるんですか。

学校運営協議会とPTAは連携を取って重なる部分もあるかと思います。もう一度学校運営協議会規則をご覧いただきまして、5ページにございます、第6条の委員の任命等のところです。当然こちらには、対象学校の校長以外の委員は、10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する、ということで保護者の方や地域住民の方も入っていただきます。それから第3号、第4号、第5号、第6号とその中から教育委員会が任命をすることで、PTAとも関わってくるべきところであると考えております。

倉本教育長

授業参観とPTAの行事があると思うんですが、そういったところへ地域の方にも見に来ていただいたり、学校行事にも参加していただいたり、いつでも学校へ来ていただいて子どもたちの授業を見ていただいてかまいません。学校図書館も自由に出入りして借りていただいて結構です。また、学校施設を地域の会議等で活用していただくなど、いろんな場面で学校を開いていくという取組が必要になって来ると思います。

河上市長

今まで評議会ができるまで、どっちかというと地域の声というのはPTA以外はあまり学校に入っていたいなかったと思うんですけど。評議員から運営協議会委員にかわるんですけども、PTAの代表者の方が運営協議会の一員に加わるというだけで、その中で保護者の声が反映されるということになる訳ですか。それともPTAはPTAで直接学校へ要望等されるんですか。

倉本教育長

PTA、育友会の組織はそのまま残ります。ですから、組織は別々ですけども、内容によっては重複する部分がございます。保護者の意見は、保護者の意見でお聞きする形になります。また、保護者の意見を学校運営協議会の中で発言される場合もございます。

河上市長

聞き方がわるかったかもしれません、組織論で考えるとどっちが優先なんだという時に、それでは決まらないんですね。なので、これは法律でこういう仕組みが出来たと。それでPTAの代表が運

営協議会の中に入るのであれば、その中を通じて学校に対する意見が尊重されるべきで。要は、あちらからもこちらからも言われて、校長先生の裁量で P T A の意見を優先したりとか運営協議会の意見を優先したり、その辺の組織的な仕組みがこの説明の中には入っていないので、そこはちゃんと整理してもらう方が良いのではないかと思います。決して P T A を軽視するとかということではなくて、きちんと法律で位置付けられているのであれば、組織の中でも意思決定権に関する手続きは大切なことで、そこははっきりさせた方が良いと思います。

佐藤学校教育課長

説明が分かりづらくて申し訳ないと思います。もう一度 5 ページの熊野市学校運営協議会規則をご覧ください。特にこの運営協議会の権限と責任という部分に関しまして、第 3 条の対象学校の校長は、学校の運営に関して基本的な方針を作成して、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない、ということで規定をされております。コミュニティ・スクールは、校長が運営協議会の承認を得なければならないとされているので、それ相応の権限を持っているという風に考えております。また、第 4 条には協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる、ということも規定をされております。通常、P T A の組織が教育委員会に直接意見を述べる機会はあまりないのかなという風に考えておりますので、市長がおっしゃられたことにつきましては、学校運営協議会がかなりの権限があると考えております。

河上市長

新鹿と五郷はこれまで先行してやってきてているので、そのあたりのきっちとした理解があるかも知れないけど、新しく始まるところについては、こういう組織の役割とか位置付けを明確に、正確な理解を基にこの運営協議会の運営を行っていただく必要があると思いますので、今後、校長会などを通じて教育委員会からの丁寧な説明をお願いしたいと思います。

岡本総務課長

承知いたしました。他に何かございませんでしょうか。

教育委員全員

無し。

岡本総務課長

無いようですので、次の事項に移させていただきます。(2) 読書活動の推進につきまして、雑賀社会教育課長から説明いたします。

雑賀社会教育課長

お手元の資料の 2 ページでございます。読書活動の推進について、ということで前回もこの項目について取り上げさせていただきました。その続きということになりますが、一つ目は子どもの心づくり事業ということで市として読み聞かせの事業でございます。生後約 4 か月頃から小学校低学年ぐらいまでの間に、おはなしをやや幼児

のおはなし会、おはなしわくわくといった読み聞かせの事業を行っております。出生数のことや保護者の仕事の都合で、参加者数については、その年ごとに様々でございますけれども、なるべく多くの方に利用いただきますように、様々な媒体を使って広報をしていきたいという風に考えております。特に医療機関である産婦人科や内科にもご協力をいただいて、ポスターやチラシなどお願ひをしております。

続いて 3 ページにつきましては、学校との連携ということで小中学校と連携をして一緒になって子どもの読書活動を推進していきたいという風に考えておりまして、令和元年度におきましても年度当初の校長会で団体貸付制度でありますとか読書ボランティアの派遣、図書館見学会の開催等、市の図書館が行っております事業をどんどん使っていただきますように宣伝をさせていただいたところでです。状況としましては、小学校では、図書館の団体貸付を全校に利用いただいておりますが、中学校については、7 校中 3 校と学校によって温度差があるのかなという風に感じております。それから小中学校へのボランティアの派遣につきましても 8 校ということで、中学校の利用が少ない状況でございます。内訳については、別冊資料の 2 ページに載せてございます。小学校では 7 校ご利用いただいておりますが、中学校では、神上中学校の利用にとどまっております。次に図書館見学会の実施につきましては、保育所、小学校、中学校に利用いただいております。令和元年度からなるべく見学会に出ていただきやすいように図書館の方で市のバスを手配いたしまして、交通手段の確保や利便性の向上等を図ったところでございます。

読書習慣アンケートにつきましては、令和元年 12 月の 1 か月間に読書をした内容につきまして、調査を行いました。資料の 5 ページにその結果を載せさせていただいております。簡単にその内容を申し上げますと、一番上の表が小学生でございまして、不読率は 9.23% で昨年度が 9.35% でした。中学生におきましては、中段の表ですが、9.20% で昨年度は 15.79% でした。一見、率は上がったように思いますが、一冊も読まなかった、いわゆる 0 冊の数値と 1 冊だけ読んだという数値を足しますと、昨年度とほとんど変わらないというような状況でございます。まだ伸びている状況ではないのかなという風に思います。本冊の方に戻りまして、今後の取組の方向性につきましては、学校との連携をより一層深めてまいります。蔵書整備につきましても児童書に比重を置いた書籍購入を進めていきたいと考えております。続いて次の項目に行かせていただきます。資料 4 ページでございます。ボランティア活動の活性化事業でございます。ボ

ランティアの活動を活性化して、子どもの読書活動を推進させたいという風に考えております。令和2年度の事業におきまして、「キッズ司書育成事業」としまして、小学校5、6年生から中学生を対象として、子どもたちの司書を育成するための研修会でありますとか実際にボランティア活動に携わっていただくというような取組を考えております。また、ボランティアを増やすための読み聞かせの講座でございますとか読書のきっかけ作りを行うための「読書の魅力再発見事業」などの事業を予算化しております。次に読書感想文コンクールですが、依然として応募が少ないという状況でございまして、今後の取組の方向性のところにも書きましたが、昨年度この地域で中学生、高校生を対象としたビブリオバトルが開催されました。そこで紹介いただいた本や過去の受賞作などをお勧めの本として、コーナー展示や図書館便りなどで紹介をして、特に中学生の目にとめていただくように広く宣伝をしていきたいと考えております。続いて5ページの最後の項目ですが、蔵書整備事業でございます。令和2年度は、特に児童書の蔵書の充実に力を入れたいという風に考えておりまして、中の欄の1月末現在蔵書の計179,433冊でございます。ちなみに2月末は、179,732冊で、約300冊増えております。この中で、児童書として分類しているのは、約4万冊余りございます。今後さらに、児童向けの蔵書の充実を図っていきたいと考えております。ひとまず以上とさせていただきます。

岡本総務課長

ただいまご説明いたしました読書活動の推進について、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

大久保委員

資料の見方なんですけども、2ページのボランティアの派遣で、井戸小学校1年生の参加児童数が38人でボランティア数が6人あるんですが、これは1年生に対して何回か派遣しての数なんでしょうか。

雜賀社会教育課長

井戸小学校は、2回派遣で行っています。1回目は、2限目に3年生。3限目に2年生。4限目に1年生と行いまして、また違う日に2限目に2年生。3限目に1年生、となっております。

大久保委員

2回ということなんですね。

雜賀社会教育課長

はい、そうです。ボランティアの数は延べの人数で書いておりまして、一度に3人組みで行っております。

大久保委員

はい、わかりました。もう一つ、5ページの読書習慣に関するアンケートで、小学校1年生のところで児童数108人とあって、回答数88人で、回答率81.48%ということで、この108という数はどのような数なんですか。

雜賀社会教育課長

アンケートを配らせていただいた、在籍児童数となります。

- 大久保委員 その中で、回答した人数が 88 人ということなんですか。
- 雜賀社会教育課長 その通りです。
- 大久保委員 回答した中で、本を読まなかった児童が 10 人いたということなんですね。
- 雜賀社会教育課長 そういうこととなります。
- 河上市長 今のアンケートで、読書しなかった理由が書いてあるんですが、この後どうする予定ですか。アンケートを考える時にどうしたら良いかという事を具体的に聞く方が早いんではないかと。聞かなかつた理由で対処できるようなものであれば良いですが。対処できないものがいっぱいありますね。アンケートを聞く時には、アンケートをした後どうするかということを前提に項目を書かないと、聞くだけで終わるというアンケートになり兼ねないので、そこは今後、注意していただきたいと思います。
- 雜賀社会教育課長 ありがとうございます。この項目については、国でも同様のアンケートを行ってまして、そのアンケートの内容に沿った形で、一回目からさせていただいております。
- 河上市長 これを聞かなければならぬんではしたら、聞かなければならぬと思いますが、これで対応できるものはありますか。ないんでしたら、次のことを考えた項目も入れるべきだと思います。
- 雜賀社会教育課長 はい、ありがとうございます。
- 高見委員 読書通帳とありますが、それはどういったものなのか、ご説明いただきたいのですが。
- 雜賀社会教育課長 自分が借りた本を記録として出せるものでございます。必ずしも便利には出てこないのですが、自分がこういう本を借りたという事を後で振り返れるようにするためのものです。
- 北野委員 学校との連携のところで、各学校間で格差があつて、1,009 冊お借りしている学校もあれば、そうでない学校もあるということで、この原因は何なののか教えていただきたいのですが。
- 佐藤学校教育課長 団体貸付のことによろしいでしょうか。
- 北野委員 はい。
- 佐藤学校教育課長 こちらにつきましては、社会教育課の方から周知をいただいているんですが、合わせて学校教育課からの周知が少し足りなかつたということを教育長からもご指示をいただいているところでございまますので、今後の校長会等でさらなる周知を図つていきたいと考えております。先ほど、雜賀課長も申し上げた通り、市にバスを借り上げて図書館見学等の際に団体貸付を活用するなど、いろんな部分で柔軟に対応していくように学校に周知を図りたいと思っております。

- 北野委員 よろしくお願ひします。
- 岡本総務課長 他に何かございませんでしょうか。
- 大久保委員 以前に、三重県で学力向上の一環として、読書の推進というものがあって、各市町村にコーディネーターを配置したことがありました。県の予算で各市町村に 1 名ずつコーディネーターを置くという制度が今も続いているんでしょうか。
- 佐藤学校教育課長 記憶が定かではないのですが、現在ではそのようなコーディネーターの配置はございません。
- 河上市長 学校の図書館の本も含めて、だいたい子どもたちがどのような本を読みたいかというのが、あまり分かっていないのではないかと思います。このアンケートの中にも「どの本がおもしろいのかわからないから」とありますが、これはパーセンテージが順番から行くとそんなに高くないんですけども、やはり、図書数だけが増えても本当に読んでもらえるかどうかわからない。一方で、こちらから押し付けるような形で、これは面白いと勧めるのも良くないので、幅広いいろんな本を揃える方法もあると思います。学校教育を経済とか経営に例えたらいけないのですが、需要が分からなければ供給が上手くいかないというのは当然なので、需要を調べるということを機会があればやらないと。例えで言うと、本をこの図書館で買う時は、子どもたちに売れている本が出てくるのかも知れませんが、そのこと自体が子どもたちには分からないかも知れない。なので、今こういう人気の本があれば、そういう供給の仕方もあるし、いずれにしても需要サイドと供給サイドを上手く調べてマッチングさせるようなそういう手立てを少しずつ工夫していただきたいと思います。
- 倉本教育長 県の生涯学習課が一時各市町に司書を配置する事業がございました。その折には、図書の整備であるとか子どもたちが休憩時間または放課後に図書館に行くと、読み聞かせをしてくれたり本の紹介をしてくれたりしました。そういう取組の中で、学校図書館の稼働率が非常に上がったのを覚えています。各学校には図書の担当教諭がおりますが、教員によって取組が違いますし、なかなか時間が取れないこともあります。12 学級以上の学校では、学校司書を置かなければならぬということになっておりますが、12 学級以上の学校は熊野市には該当しないということでございます。そんな中で、ビブリオバトルであるとか子どもたちの中で面白い本の紹介をし合うような取組も、今後より必要になってくるのかなという風に思います。
- 難賀社会教育課長 前回、市長からも図書館の取組で良いところがあれば参考にする

ようにとお話をいただきまして、県内に多気町の勢和図書館というところがございまして、こちらに素晴らしい司書さんがいらっしゃって、大変活躍されているというお話を以前から聞いておりました。2月に課長補佐と図書館長、司書がお伺いしまして、いろいろと話を聞いてきたのですが、その中の話で、今の子どもは良好なコミュニケーション環境にあるとは言えない。10年前と比べて読解力も落ちている。だから、良いものに巡り合えずに読書することをあきらめてしまう。良い読書体験を得てもらうために良い本を我々が選んでいかなければいけない。多気町では、司書さんが良い本を紹介して、学校で読み聞かせをされているらしいのですが、熊野市ではボランティアのスキルと言いますか、役目がとても大きなものになってくるのではないかという風に考えます。

佐藤学校教育課長

先ほど、市長から需要と供給のお話をいただいたのですが、市内の中学校のうち、生徒に図書の購入に関する意見を聞いたりアンケートを取ったりして、そちらを参考に図書の担当の教員が、学校図書館の図書を購入していると、そういった中学校もございます。

河上市長

今のお話で、購入した本は読まれているのかというフォローも是非していただきたいと思いますし、先ほど社会教育課長の方からボランティアの方々の役割は大きいというのであれば、一生懸命に奉仕の精神で読み聞かせとかいろんな本の紹介をしていただいていると思いますが、必ずしもボランティアの方々が多気町の図書館の司書さんのように高い技術というか子どもたちに読ませるためのいろいろな経験とかそういうものを皆さん持っている訳ではないので、逆にそういうことをボランティアの方々に知っていただくような次のステップを考えておかないと前へ進まないので。次に一步一步前へ進むようなことをこれからも是非心がけていただきたいと思います。

雜賀社会教育課長

多気町の司書さんに会った3人の職員は、かなり感動して帰ってきた訳ですが、是非その方を熊野市にお越しいただいて、ボランティアの方々と意見交換を行い、また指導も含めて、令和2年度には都合をお聞きして実施したいと考えております。

岡本総務課長

他にございませんでしょうか。

大久保委員

読書習慣はやっぱり習慣が付かないといけないと思うんです。幼稚園からとか小学校の低学年から本の面白さというのを体感することが非常に大事だと思います。小学校の1年生で読書の時間がありますが、これは各学校でどんな風に取り組んでいるのか、きちんと押さえていく必要があると思います。あと、読み聞かせでボランティアの方々が行っていただけるのは、年に1回か2回が多いと思う

んですけども、実際は毎月くらい行かないと子どもにしみ込まないという感じがするんですが。図書館で読み聞かせをするのは司書が多いんです。司書がきちんとそういうことが出来ることも大事だと思うんですけども。ただ、熊野市の場合は、人手不足というか司書を募集してもなかなか集まらない面もあって難しいと思うのですが、ごく普通の図書館の体制が取れて行かないと難しいところもあるんではないかと思います。

佐藤学校教育課長

先ほどご指摘いただきました部分で、小学校低学年においては、時間割上設定をしているところでございまして、学校図書館の本を借りております。また、担任が読み聞かせをしている場合もございます。その他の学年におきましては、調べ学習等に取り組んでいたりしていることがございます。読み聞かせの部分なんですが、例えば新鹿小・中学校では、中学校の生徒が図書委員会の活動として併設している小学生に対して読み聞かせの会といった取組をしております。先ほど言つていただいた、司書さんであるとかボランティアの方々に比べればそこまでの技術やスキルは難しいとは思うんですけども、小学生と中学生との交流といった部分が非常に大切な機会だと考えております。それから合わせて朝の読書の時間も設けている学校もありまして、これは細かいルールはなくて、児童生徒が読みたい本を自分で選んで、集中して読むということで、これが直接学力の向上に繋がるかどうかというところが難しい点もあるかと思うんですが、1日の始まりを落ち着いた静かな空間で、朝の読書時間を心を豊かにしてスタートさせるというところで効果があると考えております。

岡本総務課長

教育委員全員

岡本総務課長

よろしいでしょうか。

はい。

(2) の読書活動の推進について終了いたしまして、次に(3) 熊野市教育大綱の改定につきまして、私の方からご説明申し上げます。まず、1ページをご覧ください。策定の趣旨でございます。2段落目からでございますが、今、時代は激動期を迎え、教育をめぐる課題も複雑化、多様化しつつあり、そのような中、国においては平成30年6月第3期教育振興基本計画が策定され、基本方針として夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成するなど5つの方針が示されております。また、超スマート社会の実現に向けて人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでおり、こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活用できるようにする教育の取組が求められており、さらに「誰一人取り残さない」持続可能で多

様性と包括性のある社会の実現のための国際目標において、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育に関する目標とされており、その目指すべき姿とその実現に向けた方向性を示す指針として、大綱を策定するものでございます。なお、この大綱は先ほど申し上げました国の教育振興基本計画を参照しつつ、市の最も基本となる計画に位置付けられる熊野市総合計画を基本に策定することとしております。大綱の計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2ページに入ります。施策の1点目で、学校教育（義務教育）でございます。一人ひとりの児童・生徒が安全で豊かな学校生活を送ることができるよう、必要な環境整備と安全教育の充実を図ります。また、すべての子どもが、基礎、基本の学力を身に付け、それを活用することができるよう、現在の学習・指導方法をさらに充実させ、学力向上を図ります、としております。施策の内容ですけれども、8項目ございます。(1) 安心・安全の確保では、安全教育の推進。関係機関と連携した避難訓練等。老朽化対策、バリアフリー化。(2) 心の教育の推進では、人権意識を高め、行動できるよう、人権学習指導資料等を活用した学習。地域と連携した郷土教育。不登校児童の学校復帰及び社会的自立に向けた支援。授業における学校図書室の更なる活用。子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル等の多様な読書関連活動を促進し、子どもの読書機会の拡充。(3) 学力向上の推進では、主体的、対話的で深い学びの充実に向けて、指導方法の改善の推進。すべての教育活動の中でのICTの活用。外国語教育の更なる充実。(4) 教員の授業力向上では、授業改善と教員の意識向上。ICT教育の推進に向けて、研修会やICTを活用した授業研究。次に3ページになります、(5) 食育と健康づくりの推進、(6) 特別支援教育の推進、(7) 小・中連携の推進、(8) 保護者・地域との連携では、コミュニティ・スクール制度等を充実させる中で、地域と一体となって子どもたちを育む仕組みを推進します等としております。

2点目の青少年健全育成では、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場で市民が結びついて、子どもたちを見守り、育てることができるように環境整備を図ります。また、青少年が志をもって自己実現ができるよう支援を行います、しております。施策につきましては4つございます。(1) 青少年を見守る環境の整備では、「こどもSOSの家」の整備、(2) 子どもの見守りと問題行動への対応では、「愛の声かけ運動」。青少年健全育成に係る市民の意識の向上。(3) 子ど

もの読書活動の推進では、市立図書館、小・中学校の図書室の資料の充実や環境の整備。子どもの心づくり講座としての読み聞かせの充実。4ページになりますが、読書ボランティアの育成等としております。(4) 体験活動等の青少年活動の充実では、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ活動や囲碁教室をはじめとする子どもを対象とした文化活動の充実を図ります等としております。

最後の3点目、社会教育、文化・スポーツの振興でございます。「学びの場・交流の場・自己実現の場」として魅力ある講座や教室を開設し、受講生の満足度を高めます。あわせて、すべての市民が身近に文化芸術に親しみ、さらに創造性を育むことにより生きがいを感じるような質の高い文化芸術活動を推進します。また、地域の歴史的遺産、伝統文化、祭りなどの保護・継承の環境づくりを進めます。より多くの市民がスポーツに参加し、楽しみながら交流を深め、健康や体力の維持向上とともに、達成感、満足感、連帯感など、精神的にも満足感が得られるような環境整備を図ります、しております。施策は4つであります。(1) 幅広いニーズに応じた多様な生涯学習機会の提供では、子どもから高齢者までを対象とした多様な学習機会の提供。講座の開催情報等について効果的な情報発信等。

(2) 文化芸術に触れる機会の提供では、生涯学習の拠点として、市民会館や文化交流センターの機能の充実。図書館を活用した読書・文学鑑賞講座をはじめ、多様な生涯学習活動の推進等。5ページになりますが、(3) 文化的資源の継承と活用では、各種講座の開催。文化財専門委員と市民参加による郷土文化遺産の調査・記録・伝承・保存活動等。最後の(4) 生涯スポーツの普及・促進と競技スポーツの振興では、市民一人ひとりがライフステージに応じてスポーツに親しむことで、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方の実現を目指します。体育協会、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など、各種スポーツ団体が連携しつつ、その活性化と活動の充実を図ります等としております。

最後のページでございます。新大綱案の体系図でございます。現在の大綱は6項目24施策でございますが、新しい大綱におきましては、ご説明申し上げましたとおり、着眼点を絞りまして3項目16施策となっております。以上、大綱案につきましてご説明させていただきました。ご承認いただきましたら、令和2年度からの教育大綱といたしたいと存じますが、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

河上市長

2ページの1の(1)の2つ目のところで、これは具体的な言葉を並べるのとは少し違うと思うんですが。地域や関係機関と連携した

避難訓練等を行います、ということで具体的な手段というか方法論を書いていて、それ自体が目標になるような感じがするのですが。これはやっぱり、安全安心の確保と言ったときに、言葉は後で整理してもらわないといけないと思うんですけど、児童、生徒の防災意識の高揚と安全行動が自ら取れるようにしておく事、その中に避難訓練が入るんあって、そこは工夫して整理した方が良いのではないかと思います。ただ、避難訓練だけやれば良いっていうことになってしまわないのかなと思ったので。

それと、次のページの一番上の食育と健康づくりの推進のところで、ここに書いてあること自体は何も違和感はないのですが、生活習慣のことは触れなくて良いんですか。最近は特に、朝決まった時間に起きること自体が健康とか子どもたちの心の方にもプラスの効果をもたらすと。発達障害の専門科の三重大の教授がそこまで言ってましたので、発達障害の子どもがそれをすることによって、障害の軽減が図れる可能性も出てくるのではと、そういう調査結果もあるということが言われてるので。ここはやっぱり、食育だけではなくて、もっと広い意味で生活習慣という言葉も入れてもらう方が良いと思います。

それから、2ページの(2)の一番最後の四角の中に、学校における読書機会の拡充のところで、中身はソフト的な取組でいろいろ書いていただいているんですが、一方で3ページの下から3行目のところに小中学校の図書の資料の充実や環境の整備というハードな部分がこちらに分かれて書いているんですが、学校における部分は学校の中に入れてしまう方がすっきりするんじゃないかなと。良いか悪いかは、教育委員会で判断いただいて、教育委員会にお任せします。

小中学校の図書室のあり方について、前にも言いましたけど、広島県の小中学校の図書室が非常に評判が良いと聞いていますので、是非、一回調べていただいて、出来るところからそれを参考にして取り組んでいただけたらと思います。これはお願ひです。

岡本総務課長

ありがとうございました。市長からご指摘いただいたことにつきましては、整理して反映させていただきます。

大久保委員

読書活動について、2ページの(2)心の教育の推進で、一番最後に読書関係のことが書いてありますよね。それから、3ページの一番下の(3)子どもの読書活動の推進とありますが、これらは全部心の問題だと思うんです。読書は、心の問題の一環として取り組んで行かなければならぬと思います。前にも言いましたが、学力向上に結び付けることは難しいですかね。やはり、国語力がなければ、

どんな教科でも理解する力が難しくなると思うんです。問題文を理解しなければならないので、そういう面で読書というのは学力向上に繋がる意味で大事だと思います。

倉本教育長

大久保委員がおっしゃった様に、学力向上の取組で大切なもの中に、少し弱い部分が家庭学習と読書習慣の形成というところがありますので、検討させていただきます。

岡本総務課長

他にございませんでしょうか。

北野委員

3ページの青少年健全育成の（1）青少年を見守る環境の整備ということで、地区ごとに「こどもSOSの家」の登録箇所を見直すとともに、人口に比した現在の設置数よりも多い登録を進めます、となっているんですが、これは見直していただくのは大変良いことだと思うんですけども、多い登録数を進めるのではなくて、適切なとことをこどもSOSの家に登録していただけたらと思います。今ご不在のご家庭もあるでしょうし、2軒並んでこどもSOSの家があつてもどうなのかなと思いますので、多い登録ではなく、適切な登録数にしていただいた方が良いと思います。

雜賀社会教育課長

北野委員さんがおっしゃられた内容は、登録箇所を見直すという方にかかるのかなと思いますが、文面をもう少し再検討させていただきます。

河上市長

今のところの指摘に関連して、青少年を見守る環境の整備はSOSの家だけなんですか。あと交通安全と一つも書いてないんですが、子どもたちを交通事故から守るということは、わりと四季の交通安全運動でも必ず出てきているテーマなので、交通安全をどういう風にするかという言葉は必要ないけども、言葉が一つもないのは良くないと思いますので、どこかに入れてもらう方が良いと思います。

雜賀社会教育課長

青少年育成市民会議の活動でされている、「愛の声かけ運動」なんかも見守る環境の整備にはなるんだろうと思うんですが、検討いたします。

岡本総務課長

ありがとうございました。再度、事務局の方で修正させていただきます。

それでは、最後の（4）その他でございますが、各委員の皆様、最後に何かありましたらよろしくお願ひいたします。

無し。

ないようですので、終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。

ありがとうございます。委員の皆様、市長からいろいろなご意見等を頂きました。これまでの成果・反省・課題を踏まえまして、こ

れからの事業に反映させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして令和元年度第3回熊野市総合教育会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。